

平成28年度第2回入札監視委員会議事録

1 日 時

平成28年11月21日（月） 午後2時から午後3時30分まで

2 場 所

明治安田生命ビル2階 第2会議室

3 出席者

【委 員】

小倉委員長、川島委員、土田委員

【事 務 局】

財 政 局 資産管理部 中鉢部長

資産管理部契約課 西之坊課長、小澤担当課長、
濱田調整係長、今野土木契約係長、
佐藤建築契約係長

【設計担当】

まちづくり局	施設整備部公共建築担当	木村担当課長、橋内担当係長、
	施設整備部機械設備担当	井上担当課長、大久保担当係長
上下水道局	下水道部管路課	松川課長、小澤担当係長、
		波貝担当係長
	下水道部管路課 維持管理担当	室井課長、阿部担当係長、
		福田担当係長
中原区役所	道路公園センター整備課	栗山課長、坂公園整備係長
経済労働局	都市農業振興センター農業振興課	倉課長
交通局	企画管理部経理課	鈴木係長
	他関係職員	

4 議 題 (1) 入札・契約手続の運用状況等について

(2) 平成28年4月1日から平成28年9月30日までの発注工事の
抽出事案について

(3) その他

5 公開・非公開の別 公開（一部非公開となる場合あり）

6 傍聴者数 0名

7 発言の主な内容

事務局 [平成28年度第2回入札監視委員会の開催宣言]

事務局 [議題(1)について]

○「入札参加方式別発注工事総括表」(資料1)について報告

市長部局・上下水道局・交通局・病院局において、平成28年4月
1日から平成28年9月30日までに発注した工事について、契約方

法別に件数を報告

○「入札方式別発注工事一覧表」(資料2)について報告

表示内容について説明

(工事名・工事種別・契約金額・落札率、予算執行課及び随意契約の根拠法令等)

○「平成28年度指名停止等一覧(前期抜粋分)」(資料3)について報告

「川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱」に基づき、平成28年度前期に指名停止等を行った事案を報告

委員長 [事務局説明に対する質疑について]

委員 資料3の指名停止等一覧の5番について、複数の対象者の中で指名停止期間が違う理由はなぜか。

事務局 課徴金の納付における減免制度があり、対象者の中で公正取引委員会へ所定の報告・捜査協力した事業者に減免が適用されたため、本市の指名停止要綱に基づき、指名停止期間を(半分に)短縮しているものである。

委員 指名停止等一覧の1番の期間短縮については競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づいて期間短縮となったのか。また、2番の法律違反で罰金刑とあるがどんな内容なのか。

事務局 1番については、市議会承認案件の橋処理センター解体撤去工事を落札した対象者が、仮契約中に羽田国際空港C滑走路地盤改良工事での粗雑工事が明らかとなり、社会的同義的責任を鑑み、落札後の契約締結辞退を申し出たため、指名停止をしたものである。期間については通常1年間であるが、別機関が発注した工事での粗雑工事を理由に本市の仮契約を辞退しなければならない義務は対象者にはないところ、自発的に社会的同義的責任をとって契約辞退したことに、本市競争入札参加資格者指名停止等要綱第4条第3項による、情状酌量すべき理由があると判断し、期間を半分の6ヶ月としたもの。2番については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の焼却禁止違反で藤沢裁判所に罰金刑の略式命令を受け、刑が確定したことにより、指名停止の措置を実施したものの。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

委員長 [議題(2)について]

議題（２）の「平成２８年４月１日から平成２８年９月３０日までの発注工事の抽出事案について」事務局からの説明を求める。

事務局 ○一般競争入札の抽出事案「等々力硬式野球場改築工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長 [一般競争入札の抽出事案「等々力硬式野球場改築工事」の事務局の説明に対する質疑について]

委員 今回は総合評価により落札者を決定しているが、点数を出すときの設定加算点について今回は７５ページの通り３０点で良いのか。

事務局 その通り３０点になる。５８ページの評価調書にある落札者決定基準欄の合計点が２６点となっているが、この合計点が２０点から３０点までの場合、加算点が３０点となる。

委員 ３０点の算出根拠はなにか。また、何に基づいているのか。

事務局 総合評価落札方式のガイドライン、規定集の２２７－３１ページに設定加算点の考え方の記載がある。根拠としては総合評価落札方式を導入する際に、国の総合評価落札方式の考え方にに基づき当市も同様に設定した。

委員 評価項目のうち７５ページにある次世代育成の項目もガイドラインに従って設定しているのか。

事務局 その通り。川崎市総合評価一般競争入札実施要綱の中で定めている。規定集１１７－５，６ページの別表に記載の項目から、条件に合うものを設定している。

委員 若手に対する配慮は分かるが、地方公務員法の改正等から高齢者に対する配慮があっても良いのではと思うのだが、そういう議論は無いのか。

事務局 総合評価の若手育成は、業界が高齢化する中で、若手の参入を促進させ担い手を確保するためのものですが、一億総活躍ということもあるので、そういったことが必要となれば意見を伺い対応していく。

委員 同様に女性の活用についての配慮も必要であるが、男女共同参画の位置付けはどういうものなのか。

事務局 男女共同参画は、次世代育成の観点から男性の育休や子育てへの積極的参加等に主眼が置かれている。

委員 評価の観点が違うということか。

事務局 その通り。誰もが活躍できる社会を作っていこうという業者を評価する意味では同じと考える。

委員 この施設の中に老人いこいの家を建てるようであり、そういう意味では老人への配慮をしているとも言えるが、これは市民からの要望があったのか。

設計担当 旧球場と同じ敷地内にあった施設をひとつにまとめ公園を含めて整備するという方針の工事である。

委員 了解した。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○一般競争入札の抽出事案「新川下水幹線その8工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長 [一般競争入札の抽出事案「新川下水幹線その8工事」の事務局の説明に対する質疑について]

委員 入札の金額が参加業者全て同じ金額であり、これは、誰が積算しても同じ金額になる案件と推測するが、何故調査基準価格とは違うのか。この差は何か。

事務局 こちらの案件は、契約をしたいという業者の意向が強く出た中での競争となったと考えられる。総合評価のため各社の評価点にバラつきはあるものの、金額で下げたところで98ページに記載の失格基準価格ギリギリで各社が入札してきたと思われる。調査基準価格があり、それ以下の場合には低入札価格調査委員会で調査するが、いくらでも低ければ良いというわけではないため失格基準価格を設けている。この失格基準価格の算出方法も公表しているため、導き出すことができると推測される。

委員 失格基準価格を公表しているのか。

事務局	計算式や考え方を公表している。
委員	そうすると内容が分かっているならば金額は必然的に算出できる状況にあるということか。どの企業体もそれで同じ金額を出してきたのか。
事務局	その通り。
委員	川崎市はその事情を勘案せずに予定価格を算出しているのか。
事務局	積算された設計金額を基に予定価格及び、調査基準価格を算出している。失格基準価格についても直接工事費の90%をはじめ、共通仮設費の81%、現場管理費は81%、一般管理費49%としているので、業者はその割合で算出し応札してきていると思われる。
委員	失格基準価格は調査基準価格の何%か。
事務局	川崎市の場合は概ね90%程度です。
委員	本件では過去の実績が反映され、企業の施工実績や配置予定技術者の実績で一番評価点の良かった岡村・織戸共同企業体が落札しているが、価格や技術者の施工実績がどのように影響するのか、どのように分析しているのか教えて欲しい。
事務局	価格については積算基準が明らかになっているので、それに基づき業者の方で失格基準ギリギリの価格で応札している。また技術点については、過去の工事实績や配置予定技術者の施工実績等が評価項目のため、価格が同じであれば、施工実績等を含めた、評価点の方で差がついて、落札者が決まるというのが工事案件には多く、結果的には実績のある業者が落札するという傾向は高いといえる。
委員	今回の工事は「その8」であるが、「その7」や「その6」等についても同じように失格基準ギリギリの価格で応札してきているのか。これまでも失格基準ギリギリの価格で応札し、評価点で決定しているように思われるが、そうすると落札する業者が決まってきてしまうのではないか。
事務局	総合評価については、資料の98ページの調書にある企業の施工実績や、配置予定技術者の能力、他の評価項目は工事案件によって異なる。また、配置予定技術者の能力は実際に配置される技術者によっても異なり、複数の技術者を擁している業者も多いことから、毎回同じ評価点に

なる訳ではない。

委員 この工事では、119ページに詳細な工事实績表が付いているが、何年分の実績を出してもらおうのか決まっているのか。要綱等できまっているのか。

事務局 要綱等で決めているわけではないが、土木工事の場合の低入札価格調査では概ね5年程度の実績を出してもらっている。

委員 112ページ等で見られる黒塗り部分について、何か基準があって行っているのか。

事務局 低入札価格調査案件については、調査結果を契約課の方で事後公表しており、その中には、特定の個人や企業が判別できてしまうものがあるため、その場合には黒塗りにしてから公表している。

委員 資料を見ると国庫補助事業と単独事業とが混在している工事のようだが、国庫補助事業だから入札が変わるとか影響はあるのか。

設計担当 国庫補助事業とは国が指定する補助事業の対象になっていれば、交付金を使える事業のことであり、財源が違うだけで入札に影響はない。

委員 下水道の老朽化はよく言われているが、川崎市の下水道工事の整備計画については、優先順位や基準があるのか。

設計担当 川崎市の下水道整備は、川崎駅周辺の浸水対策から始まっており、川崎駅から海側、南側を先に整備したエリアである。また、市内全域で約3,100km超の下水道のうち、その約9割近くが川崎駅南側のエリアに集中している。そこで下水道事業では老朽化対策重点地区として川崎駅南側のエリアを指定して重点的に整備している。併せて地震対策も同様に川崎駅周辺を重点地域として行っているところである。事故が起きてからでは遅いので予防的維持管理を行い、老朽化対策として健全な状態を保つよう整備している。万が一、管が破損した場合には、個別に補修を速やかに行うよう体制を整えている。

委員 この種の整備工事は、やり方はどの業者でも同じようになるのか。

設計担当 今回の工事は、大きい断面の工事なので、元の管の内面に新しい管を作り一体化させていく工法であり、その工法については落札業者に提案してもらおう。それを管路課で確認し進める形となっている。

委員 例えば、本件工事の次の工事が隣のエリアの場合、入札によって違う業者が落札する場合もあると考えられるが、違う工法であっても、接合は、問題なくできるものなのか。

設計担当 一部例外もあるが、基本的には断面が変わる範囲で工事エリアを区切って行っているため内径が若干大小するが大きな問題はない。工法が変わったとしても、全国で認められた工法の中から選択しているので、問題なく繋ぐことができる。

委員 108ページに価格失格基準適用工事と記載があるが、これを決めている根拠はなにか。

事務局 価格失格基準適用工事については個々で判断するのではなく、一定のルールに基づいて適用しているものである。規定集の211-1にある川崎市建設工事低入札価格調査取扱要綱の第4条第1項に記載の通りである。この中で第2条2号が対象となり、1号のWTO案件、3号の予定価格6億以上の提案型案件は除かれている。

委員 113ページの低入札価格調査結果概要の12にある平成22年4月9日に公正取引委員会より排除措置命令を出されていると申告しているが、どれくらい前まで遡って申告するようになっているのか。

事務局 明確なルールはなく、先ほどの工事实績と同様に5年程度を目安にしているが、業者より申告があればそれは受けている。

委員 排除措置命令の内容は確認しているのか。

事務局 市の方で建設業法違反の調査は実施している。この件については本市発注の下水道工事の談合に基づく排除措置命令である。

委員 了解した。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○指名競争入札の抽出事案「井田中ノ町地域交流農園整備工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長 【指名競争入札の抽出事案「井田中ノ町地域交流農園整備工事」の事務局の説明に対する質疑について】

委員 今回の工事でこの農園は完成ということなのか。

設計担当 今回の工事は農園として利用可能なようにするため耕運をメインとした工事である。この後、市民の方を一般公募して、市民農園の運営について意見を求め、それらを経て利用方法を決めてから使用開始する。従って、農園自体は完成ということである。

委員 農園としての利用目的であることから、土の質等は考慮されているのか。

設計担当 元々農地の場所であったので、肥培もある程度されており、土の質には問題ない。

委員 148ページの工事請負契約書があるが、契約保証金が免除されているのは、金額が低いからということでしょうか。

事務局 契約金額が500万円未満のため免除となっている。

委員 開札状況表を見ると落札業者以外は、1割以上高い額になっているがなぜか。

事務局 本件は指名競争入札であり、指名業者は施工場所の中原区及び隣接する宮前区の業者から8社を選定している。その中で、落札業者がこの工事案件を取りたかったことから、入札した額と推測している。

委員 土の質の件に戻るが、138ページの下から4段目に「六価クロム溶出試験費」とあるが、元々農地との説明があったが、ここまでやる必要があるのか。

設計担当 本工事で再生砂を使用しており、その中に六価クロムが含まれている可能性があるため、建設緑政局の技術監理課の規定に六価クロム試験を行うようになっていることから実施したものである。従って土壌の試験ではなく、購入した砂に対するものである。道路下に埋める管路の周りに入れる砂であり極稀に六価クロムが混入している場合があるため行っている試験である。

委員 了解した。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局	○指名競争入札の抽出事案「八ヶ岳少年自然の家村棟ほか1棟屋根改修工事」の入札条件・落札結果等について説明
委員長	[指名競争入札の抽出事案「八ヶ岳少年自然の家村棟ほか1棟屋根改修工事」の事務局の説明に対する質疑について]
委員	今回は指名理由書の中に指名理由が、施工場所が長野県の富士見町であり長野県及び隣接する山梨県の業者を指名するとしているが、これに加えて2の指名業者選定運用基準で更に業者を絞り込んでいるのか。
事務局	その通りである。
委員	2の指名業者選定運用基準を見ると(1)や(5)の基準に「指名停止期間中でないこと」とあるが、市内または県内業者であれば、状況を把握されていると思うが、県外の業者まできちんと把握できるものなのか。
事務局	把握は可能である。指名停止の情報については全国の自治体や情報機関からメールによって通知されてくる。他都市での指名停止の事例が本市において指名停止に該当するかを確認し、指名停止するかを判断し決定している。また、川崎市が指名停止した場合も他都市で判断されている。指名業者選定運用基準に記載の「指名停止期間中でないこと」とは、川崎市で指名停止期間でないことである。従って他都市で指名停止を受けたからといって川崎市が一切指名しないということはない。
委員	そういう運用で問題ないのか気になるが。
事務局	実際には他都市で指名停止に至った事由が問題であり、本市の指名停止要綱の事由に該当しなければ指名停止に至らないこともある。他の自治体も同様である。
委員	今(1)や(5)を話題としたが、他の項目もやはり川崎市の基準により判断されるという理解で良いのか。
事務局	その通り。
委員	(2)について「工事成績の平均が過去2年連続して60点以上であること」とあるのは川崎市の工事に対する意味ということなのか。
事務局	工事成績点は自治体によって違うことから、川崎市の基準でということである。
委員	他都市でも2年連続して工事がある案件はそう多くはないと考えるが、(4)でも「当該工事と同種工事について、当該年度及び前年度に

相当の指名及び契約実績があること」とある。これも川崎市のということか。だとすると他都市にある指名業者には、その基準は合わない、意味のない基準になってしまわないか。

事務局

今回の案件の指名業者が長野県もしくは山梨県の業者を選定しているため、基準が適合しないところはある。しかし(2)の「60点」という基準については本来マイナスに評価すべき点数である。川崎市では65点を標準としていることから、マイナスになるような工事を行う業者に参加できないようにするため設定しているものである。御指摘の通り毎年受注していない場合や実績が無いこと等、基準をそのまま適用できない実態にそぐわない部分もあると考える。

委員

川崎市の外で行う工事は頻繁にあるものなのか。

事務局

頻繁にはない。

設計担当

年に1、2件程度有るか無いかである。今年は本件と東京都にヘリポートを造る案件があった。施工場所が比較的近いことから市内業者を選定した。事前に興味があるかを伺ったうえで行ったが、興味ないということであれば都内の業者を選定することになる。

委員

本件工事は特殊性のある工事なのか。

設計担当

八ヶ岳少年自然の家は大きい施設なので、一度に直さず、こまめに改修を行っている。屋根の改修は続いている。他に内装工事もある。

委員

川崎市外の工事は他にないのか。複数あるようなら指名基準を見直すべきとおもうのだが。

設計担当

他にはない。現状は運用で対応していく。

委員

了解した。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局

○随意契約の抽出事案「大師河原4号幹線基礎撤去工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長

[随意契約の抽出事案「大師河原4号幹線基礎撤去工事」の事務局の説明に対する質疑について]

委員

今回の工事は本体に付随する工事という位置づけであるが、本体工事の工事計画を立案したときに分からなかったのか。計画の際に盛り込んでおけば、随意契約しなくても良かったと考えるが。

事務局

本件は川崎市と京浜急行電鉄とで取り交わした協定によって行っている京浜急行大師線連続立体交差事業である。今回随意契約した大林・

戸田・前田・三井住友建設共同企業体は、京浜急行電鉄大師線の地下化の工事を施工している業者で、事業主体である京浜急行電鉄と契約しているものである。今回地下化を推進するのに当たって下水道を横にずらす必要が生じ、工事場所も狭く輻輳することから、施工している共同企業体が行うのが一番問題ないため随意契約を締結したものである。

委員 164ページにある「設計説明又は変更理由」の中に、補償協定に基づきとあるが、川崎市が京浜急行電鉄に補償する事なのか、当事者は誰なのか、内容について教えて欲しい。

事務局 補償協定については、平成28年4月1日に川崎市と川崎市上下水道事業管理者との間で締結した協定である。

設計担当 補償協定の前段として、基本協定を京浜急行大師線連続立体交差事業に伴い下水道管敷設工事に必要となることから締結している。その基本協定に基づき、補償協定を川崎市と川崎市上下水道事業管理者との間で既設管の基礎コンクリート撤去の具体的で詳細な内容を締結しているものである。

委員 了解した。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○随意契約の抽出事案「多摩病院コージェネレーション設備（2号機）補修工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長 [随意契約の抽出事案「多摩病院コージェネレーション設備（2号機）補修工事」の事務局の説明に対する質疑について]

委員 本件は落札率100%ということだが、1回目の入札で3千1百万円の入札により予定価格超過となり、第2回の入札で3千70万円になった訳だが、これは、積算方法の分かる業者から見れば金額も分かるものなのか。

事務局 差額を見ると約1%であり、推測ではありますが、3千1百万円に0.99を掛け3千69万円になることからきりのいいところで3千70万円にしてきたものと思われる。

委員 そうすると偶然同じ金額になったということか。万が一、2回目も予定価格超過となった場合は、3回目も1%程度下げてくるものなのか。

事務局 業者側の問題のため、それはなんとも言えない。

委員 コージェネレーション設備とは何か。何か特殊性のあるものなのか。

設計担当 コージェネレーション設備とは発電機を駆動させ、発電した電力は病

院内で使用し、発電機から発生した熱を有効利用して、排熱ボイラーで蒸気や温水を作ることによって環境にやさしいシステムである。病院は24時間常に稼働していることから常時使用できるメリットがある。

委員 このような工事は何年に1度行うものなのか。

設計担当 概ね4万時間で大規模なオーバーホールする必要がある。4・5年程度である。

委員 抽出事案工事とは関係ないが、川崎市契約事務関係規定集の229ページにある随意契約ガイドラインは新しく、今年制定されたものか。

事務局 平成28年1月に制定したものである。随意契約の取扱いにおいて一部不適切なものがあつたことから、庁内周知も行ったが、わかりやすい形でガイドラインを制定し徹底するようにした。

委員 不適切な事例とは。

事務局 機械警備の業務委託契約において、見積もり合わせを行う等、本来行わなければならないところを随意契約で、長年同じ業者と契約していた事例である。

委員 了解した。

委員長 質問等無ければ、以上で審議を終了したい。
審議の結果、平成28年度前期の入札・契約事務については、いずれも適正に執行されていたと確認した。

委員長 [議題(3) その他について]

事務局 ○委員の任期について

本年度末で現在の委員の方々の任期を迎えるが、事務局としては、もう一期お願いしたい。3月頃にもう一度ご意向を伺いたいと考えている。退任をご希望の場合は、早い段階でご連絡を頂き、後任を探させていただくこととなる。

○次回の事案の抽出委員について

再任となった場合は、委員会の運営指針により、次回は小倉委員が抽出委員となる予定である旨を確認。

○平成29年度前期の委員会の開催日について

委員の任期の問題もあるが、仮として平成29年5月26日(金)に委員会を開催することを提案するも、委員の方々の都合が合わなかったため、後日事務局で任期の更新も踏まえ調整することを了承された。

[閉会]

委員長

それでは、これで平成28年度第2回川崎市入札監視委員会を閉会する。